

# 秋田県漁業近代化資金事務取扱要領

平成29年3月2日改正  
(平成29年4月1日施行)



## 秋田県漁業近代化資金事務取扱要領

漁業近代化資金融通制度の事務取扱いについては、漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）、漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）及び秋田県漁業近代化資金利子補給規程（以下「規程」という。）によるほか、この要領により処理するものとする。

### 第1 融資目標額の策定

#### 1 資金需要額の報告

融資機関は、系統諸団体と協議のうえ、翌年度の資金需要額を取りまとめ、毎年10月末日までに県に報告（様式第1号）するものとする。

#### 2 融資目標額の策定

県は、需要額をもとに関係団体と協議し、融資目標額を定めるものとする。

### 第2 借受資格者

#### 1 漁業近代化資金の借受資格者は、次に掲げる者とする。

(1) 漁業を営む個人

(2) 漁業生産組合

(3) 漁業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であって、その常時使用する従業員の数が300人以下であり、かつその使用する漁船（漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船をいう。）の合計総トン数が3,000トン以下であるもの。

(4) 水産加工業を営む個人

(5) 水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であってその常時使用する従業員の数が300人以下であるもの又は、その資本の額若しくは出資の総額が1億円以下であるもの。

(6) 漁業協同組合

(7) 漁業協同組合連合会

(8) 第2号、第3号及び第5号から前号までに掲げる者のほか前各号に掲げる者又は地方公共団体又は基本財産の額の過半数を拠出している法人で、政令で定める者。

#### 2 「漁業を営む」とは、水産動植物の採捕又は養殖事業を営むことをいう。

#### 3 「水産加工業を営む」とは、水産動植物を原料又は材料として、食料、えさ、肥料、糊料、油脂又は皮を生産する事業を営むことをいう。

### 第3 融資機関

漁業近代化資金の融資機関は、次に掲げるものとする。

(1) 貸付事業を行う漁業協同組合（以下「漁協」という。）

(2) 農林中央金庫（以下「農中」という。）

#### 第4 資金の種類

資金の種類は、令第2条及び規程第2条で定めているが、その具体的取扱いについては、次のとおりとする。

なお、施設の性質、規模等からみて個人施設としては、不適当なものについては、共同利用施設として造成、取得等を行うよう指導するものとする。

##### (1) 第1-1号及び第1-2号資金

ア 総トン数が20トン未満漁船に係るものを第1-1号資金とし、総トン数20トン以上130トン未満漁船に係るものを第1-2号資金とする。

イ 「総トン数」とは、船舶積量測度法（大正3年法律第345号）、船舶積量規程、簡易船舶測度規程において定めている方法で測度した総積量をトンをもって表したものである。

ウ 「漁船」とは、漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に定める船舶であり、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) もっぱら漁業に従事する船舶

(イ) 漁業に従事する船舶で漁獲物の保蔵又は製造の設備を有するもの

(ウ) もっぱら漁場から漁獲物又はその製品を運搬する船舶

(エ) もっぱら漁業に関する試験、調査、指導若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締りに従事する船舶であって漁ろう設備を有するもの

エ 「漁船の改造に必要な資金であって船体以外の部分に係るもの」の取扱いは、推進機関、補機関、プロペラ装置、発電機、無線機、魚群探知機、方向探知機、ローン、レーダー、ジャイロコンパス、気象用模写受信施設、造水装置、油圧装置及びこれに類するものとする。

オ 「特別の理由があつて農林水産大臣が指定する漁業種類」の取扱いは、130トン以上の漁船により行う漁業であってもその漁法、漁業時期、漁獲能率その他の実態が130トン未満の漁船で行う漁業の実態とおおむね同様であつて知事の申請により農林水産大臣が指定するものとする。

##### (2) 第2号資金

ア 「漁船漁具保管修理施設」の取扱いは、漁船修理施設、漁船機関修理施設、染網施設、漁具倉庫、船揚施設及びこれに類する施設とする。

イ 「漁業用資材保管施設」の取扱いは、給油タンク、資材えさ倉庫及びこれに類する施設とする。

ウ 「漁業用油水分給施設」の取扱いは、給油船、給水施設及びこれに類する施設とする。

エ 「養殖池」の取扱いは、水産動植物を養殖するための池とする。（これに直接附帯する加温装置又は水道施設等の単独取得も含む。）

オ 「蓄養池」の取扱いは、水産動植物を蓄養する池とする。

カ 「水産種苗生産施設」の取扱いは、種苗施設飼育池及びこれに類する施設とする。

キ 「養殖用作業舎」の取扱いは、養殖事業に直接供する作業舎とする。

ク 「水産物処理施設」の取扱いは、荷さばき販売所建物（卸売場建物、仲買売場、保管積込所建物及び場内事務所を含む。）、水揚機械施設、海水浄化施設、給排水施設、衛生施設、消火施設、構内舗装、計算センター、トラックスケール、せり機械設備、干場及びこれに類する施設とする。

ケ 「水産物保蔵施設」の取扱いは、水産物倉庫、冷蔵施設及びこれに類する施設とする。

コ 「水産物加工施設」の取扱いは、水産物加工施設及びこれに類する施設とする。

サ 「製氷冷凍施設」の取扱いは、製氷施設、冷凍施設及びこれに類する施設とする。

シ 「水産物等運搬施設」の取扱いは、漁船以外の漁業資材又は水産製品の運搬の用に供する船舶及びこれに類する施設とする。

ス 「水産物販売施設」の取扱いは、活魚等販売施設及びこれに類する施設とする。

セ 「漁業用通信施設」の取扱いは、漁業用無線陸上施設、テレタイプ、テレックス及びこれに類する施設とする。

### (3) 第3号資金

ア 「漁場改良改造用機具」の取扱いは、ブルドーザー、パワーショベル及びこれに類する機具とする。

イ 「漁船用油水分給機具」の取扱いは、給油車、給水車及びこれに類する機具とする。

ウ 「水産種苗生産用機具」の取扱いは、ヒーター、培養器及びこれに類する機具とする。

エ 「養殖用えさ調整供給用機具」の取扱いは、給餌器、ミンチ、チョッパー、播漬器及びこれに類する機具とする。

オ 「養殖用肥料薬剤施用機具」の取扱いは、浮タンク、散布機械及びこれに類する機具とする。

カ 「養殖水産物収穫用機具」の取扱いは、のりつみ機及びこれに類する機具とする。

キ 「水産物等運搬用機具」の取扱いは、運搬車、場内運搬機械及びこれに類する機具とする。

ク 「生産・経営管理情報処理用機具」の取扱いは、電子計算機等とする。

### (4) 第4号資金

ア 「漁具」の取扱いは、漁網綱、浮子、ラジオブイ、集魚燈、潜水用具、えり、やな、かご、つりざお及びこれに類するものとする。

イ 「養殖いかだ」の取扱いは、養殖用いかだとする。つりかご、母貝及び核の単独取得も含むものとする。

ウ 令第2条表中第4号の農林水産大臣が定める養殖施設は、次のものとする。

(ア) はえなわ式養殖施設（つりかご、母貝及び核の単独取得も含むものとする。）

(イ) 仕切網養殖施設

(ウ) ひび建養殖施設

(エ) 浮流し式のり養殖施設

(オ) 小割り式養殖施設

(5) 第5号資金

ア 令第2条表中第5号の農林水産大臣の定めるものは、次のものとする。(指定水産動植物という。)

(ア) 1年以上の育成期間を必要とする、あかがい、あさり、あじ、あわび、いしだい、いわがに、うなぎ、うに、かき、かさご、くるまえび、こい、こんぶ、さけ、さば、真珠貝、すぎ、すずき、すっぽん、たい、テラピア、とうごろういわし、とこぶし、どじょう、にべ、はた、はまぐり、ひおうぎがい、ひらめ、ふぐ、ぶり、ほたてがい、ほや、めばる及びわたりがにとする。

(イ) 農林水産大臣が定めた種類は、原則として科名を用いているが、一般的でないものについては、「海洋水産資源開発基本方針」に基づく名称を用いているので、「あじ」には、「かんぼち」、「まあじ」、「しまあじ等」が、「たい」には、「まだい」、「くろだい」等が、「さけ」には、「にじます」、「やまめ」、「あなご」等が、「こい」には、「ふな」が包含されるものとする。

イ 令第2条表第5号中のかっこ書きの農林水産大臣が指定するものは、次に掲げる資金とする。

(ア) 養殖に係る資金

通常1年以上の期間育成する指定水産動植物(わたりがに、はまぐり及びとこぶしを除く。)の種苗の購入(当該資金の借受者が自ら育成しようとする場合に限る。)又は育成に必要な資金。

(イ) 増殖に必要な資金

指定水産動植物のうち、あかがい、あさり、あわび、いわがに、うに、くるまえび、さけ、たい、とこぶし、はまぐり、ひらめ、ほたてがい又はわたりがにの種苗の購入(当該資金の借受者が自ら放流しようとする場合に限る。)又は育成(当該資金の借受者が放流までの間自ら育成しようとする場合に限る。)に必要な資金。

ウ 「種苗」とは、市中の消費市場で、食品として商品価値のない稚魚等の水産動植物とする。

(6) 第6号資金

ア 令第2条表中第6号の農林水産大臣が定めるものは、次のものとする。

(ア) 漁村情報処理通信施設(有線放送施設及び有線放送電話施設を含む)

(イ) 漁船船員臨時宿泊施設

(ウ) 漁業者研修施設

(エ) 集会施設

(オ) 託児施設

(カ) 診療施設

(キ) 水道施設

(ク) ガス供給施設

(ケ) 下水道施設

- (コ) 地域休養施設
- (サ) 漁村広場施設
- (シ) 漁村多目的施設
- (ス) 生活安全保護施設
- (セ) 連絡道
- (ソ) 廃棄物処理施設

イ この資金の借受者は、漁協等に限られるものとする。

(7) 第7号資金

ア 漁場改良造成施設資金

開発機械施設、のり防波導流施設、たこ産卵施設及びこれに類する施設を改良、造成又は取得に必要な資金

イ 共同利用船舶資金

漁協等が共同利用に供するための監視船、指導船及びこれに類する船舶並びに漁船（令第2条の表の第1号に掲げる漁船を除く。）を建造、改造又は取得に必要な資金

ウ 水産物の処理加工に伴って生ずる公害防止のために必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金

エ 海浜等環境活用施設資金

海浜等環境活用施設の改良、造成又は取得に必要な資金

この場合の海浜等環境活用施設とは、釣り場、潮干狩り場、管理施設、保安施設、休養施設、蓄養殖施設、水産物直売施設、特産民芸品加工施設、水産資料展示研修施設、自然生態観察施設、漁家民宿施設、遊漁船、屋内外調理施設、施設連絡道路、駐車場及び便所とし、次に掲げるものに限る。

- ① ②から④までに掲げる施設以外の施設にあつては、新山村振興農林漁業対策事業実施要領（平成11年3月19日付け11構改B第322号農林水産事務次官依命通達）第6により樹立された新山村振興等農林漁業特別対策事業計画その他水産庁長官が別に定める計画に即して実施する事業に必要な施設
- ② 漁家民宿施設にあつては、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の過疎地域、その他水産庁長官が別に定める地域内の漁業者が設置するものであつて水産庁長官が別に定めるもの
- ③ 遊漁船にあつては、振興山村地域、過疎地域その他水産庁長官が別に定める地域内の法第2条第1項第1号、第3号又は第6号に掲げる者が、改造、建造又は取得するものであつて水産庁長官が別に定めるもの
- ④ 屋内外調理施設にあつては、振興山村地域、過疎地域その他水産庁長官が別に定める地域内の漁業等が設置するものであつて水産庁長官が別に定めるもの

#### オ 漁村給排水施設資金

漁村における給排水施設の改良、造成又は取得に必要な資金

この場合の漁村給排水施設とは、共同利用の水道施設又は下水道施設に接続する給排水施設並びに生活雑排水等による水質汚濁が漁業生産に影響を及ぼしているか又はそのおそれがあると都道府県知事が認めた地域内において設置する浄化槽、これらと一体的な排水管等の屋外施設及びこれと同時一体的に整備される屋内施設（屋内排水管及びこれと直接接続するものに限る。）であって、法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる者が設置するものとする。なお、給排水施設に係る近代化資金の利子補給承認にあたっては、漁業集落環境整備事業との整合性に配慮するものとする。

#### カ 漁家住宅資金

過疎地域その他水産庁長官が別に定める地域内の漁業者等が次のいずれかの要件に該当する場合において行う漁家住宅の改良、造成又は取得に必要な資金

(ア) 漁業後継者が婚姻のため新たにその住宅を造成（独自の居室を作るための改良を含む。）又は取得するとき。

(イ) 漁業及び水産加工業の生産に伴って生ずる公害防止のため移転するとき。

(ウ) 国又は地方公共団体の作成した計画に基づく事業の実施に伴い移転するとき。

#### キ 初度的経営資金

漁業近代化資金、農林漁業金融公庫資金等の制度により設備資金の融通を受けて漁業経営又は水産加工業の経営の転換等を図ろうとする者で、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの、その他水産庁長官が特に必要と認めて指定するものが、当該経営の転換等の初期段階に要する資金

(ア) 漁業情勢の変化等により漁業種類の転換を図ろうとする者であること。

(イ) 水産加工品の原材料若しくは製品の転換又は製造方法若しくは加工方法の改良を図ろうとする者であること。

(ウ) 新たに漁業又は水産加工業を開始しようとする者であること。

(エ) 災害等やむを得ない事由により漁業又は水産加工業を中断していた者で再び当該事業を開始しようとする者であること。

#### ク 密漁監視施設資金

沿岸水域等の水産資源の保護・育成のための漁場、養殖施設等における密漁の監視に必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金

#### ケ 水産業労働力確保施設資金

水産業労働力確保施設資金は、水産業労働力確保施設の改良、造成又は取得に必要な資金とする。

この場合の水産業労働力確保施設とは、雇用労働者に提供する宿泊施設及び休息施設（食堂、浴室等）に限るものとする。



## 第5 貸付限度額

1 貸付限度額は、次のとおりとする。

借入者	限度額
漁業協同組合及びその連合会	1 2 億 円
漁業を営む個人、法人又は漁業生産組合で総トン数20トン以上130トン未満の漁船の改造、建造又は取得資金を借り受ける者及び借り受けている者	3 億 6 千万円
漁業を営む法人又は漁業生産組合で養殖に必要な施設の改良、造成又は取得若しくは指定水産動植物の種苗又は育成に必要な資金を借り受ける者及び借り受けている者	3 億 6 千万円
漁業（総トン数20トン未満の漁船を使用する者に限る）、養殖業又は水産加工業のいずれか二以上を併せ営む者	3 億 6 千万円
① 漁業生産組合 ② 漁業を営む法人 ③ 漁船を使用して営む漁業（養殖業を除く。）に必要な総トン数20トン未満の漁船の改造、建造又は取得資金を借り受ける個人 ④ 漁船を使用して営む漁業（養殖業を除く。）に必要な漁船以外の施設の改良、造成又は取得資金を借り受ける個人 ⑤ 養殖業に必要な施設の改良、造成又は取得若しくは指定水産動植物の種苗又は育成に必要な資金を借り受ける個人 ⑥ 海浜等環境活用施設資金を借り受ける個人、水産加工業を営む個人及び水産加工業を営む法人（常時使用する従業員が300人以下又は資本金1億円以下）であるもの、又は資本の額若しくは出資の総額が1億円以下であるもの	9 千 万 円
漁船を使用しないで漁業を営む個人	1 千 8 百万円

2 貸付限度額は、既借入残高と新規借入額の合計額により算定されるものとする。

例えば、貸付限度額9千万円の者で既貸付残高が3千万円ある場合、新たに貸し付けできる額は6千万円までとなる。

3 任意団体の借入限度額については、任意団体としての借受資格がないので、その団体の構成員である漁業者個人又は法人の資格で取扱われることになり、その漁業者個人又は法人の貸付限度額を適用するものとする。

なお、この場合、当該資金で取得した施設等が第三者に証明（漁船登録、物件登記又は事業費領収書等）できるよう整備するものとする。

4 上表の額によらない貸付限度額の特認については、第14に記載。

## 第6 融資率

資金の適正かつ効率的な活用を図るため、融資率は、原則として融資対象事業費の80%以内とする。

ただし、資金を借り入れようとする漁業者等の自己資金の状況等から、融資率が80%を超える資金の貸付が必要であって、その融資額が当該漁業者等の経営規模からみて妥当なものであり、当該融資に係る償還確実性が十分に確保されていると知事が認める場合には、融資率100%以内まで認める場合がある。

## 第7 事業費等

1 次に掲げる資金の事業費の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 第2号資金、第6号資金及び第7号資金の建築物及び構築物について

ア 附帯施設

当該施設の機能が十分発揮されるために必要な施設（例えば電気施設、用排水施設、上下水道等）は附帯施設として事業費に含めることができる。

イ 敷地の取得費

当該施設に必要な最少限度の取得費とする。

なお、敷地のみの単独取得については、後年度において当該資金により施設を設置する目的のものであっても融資対象としない。

(2) 第5号資金

ア 種苗費の取扱いは、種苗の購入費及びその輸送に要する経費とする。

イ 育成費の取扱いは、育成期間中のえさ代、薬品代、雇用労賃等の直接的現金経費とする。

(3) 第7号資金の初度的経営資金について

漁業転換等に伴って必要とする初期投資費用であって1年以上の償還を要する次に掲げるものとする。

ア 燃油、えさ、薬品等の購入費、原魚買付費、高熱水料、雇用労賃等の直接的現金経費

イ 小漁具の購入費

ウ 漁業用施設、漁業用機具及び漁具の修繕費

エ 水産加工施設及び水産加工用機具の修繕費

オ 漁業経営及び水産加工業の近代化に必要な技術修得費

2 第7号資金の海浜等環境活用施設資金において「水産庁長官が別に定めるもの」とは宿泊する場所を多人数で共用する構造及び設備を主とする施設（スポーツ施設等の附帯施設を含む。）であって、次の要件を満たすものとして知事が認めるもの。

(1) 次の要件のすべてを満たす漁業者が設置するものであること。

ア 漁業経営の縮小等を余儀なくされている者で、当該地域に引き続き定住して漁業経営の継続に意欲を有するものであること。

イ 経済的条件等からみて、定住を図るためには、漁家民宿施設による収入の確保が

適していると認められるものであること。

ウ 自ら保有する家屋等を利用して漁家民宿施設の造成等を行うものであること。

(2) 附帯施設については、当該施設の機能を発揮するうえで必要不可欠であり、利用者数等に照らし過大な規模でないことと認められるものであること。

3 第7号資金の漁家住宅資金の運用に当たっては、漁業後継者の婚姻のために住宅を取得又は造成する場合の借受資格者は、現に漁業に従事している漁業後継者とするが、当該漁業後継者に貸付けることが困難な場合には、直系尊属を借受資格者とすることができるものとする。

なお、利子補給の承認申請は、婚姻の相手方が定まった時から、婚姻関係の成立後5年以内のものに限るものとする。

ただし、貸付を受けようとする漁業後継者が満25歳以上の場合にあっては、婚姻の相手方が定まっていなくても申請できるものとする。

4 第5号資金及び第7号資金のうちの初度的経営資金の貸付方法は、次のとおりとする。

(1) 第5号資金

水産動植物の種苗の購入又は育成に必要な資金は、全育成期間を通ずる事業計画を明らかにしたうえで、半年又は1年ごとの必要額を単位として貸付けるものとする。

(2) 第7号資金のうち初度的経営資金について

第5号資金に準じて取扱うものとする。

5 漁船等施設の修繕費の取扱いについて

修繕、改良等で次のいずれかに該当する場合は改造費として対象とする。

なお、そのいずれにも該当する場合は、多い方の金額とする。

(1) 使用可能期間を延長させる部分に対応する金額

(2) 固定資産の価格を増加させる部分に対応する金額

ただし、漁船等施設の原状回復に要する費用としての修繕費は、当該資金の対象にしないものとする。

## 第8 貸付期間、償還期限及び据置期間

1 償還期限及び据置期間は、令第2条でそれぞれ20年及び3年の範囲内で定めているが、令第2条及び第1-1号資金の木造漁船の建造等については、償還期限9年、据置期間2年以内として取扱うものとする。

2 貸付に当たっての償還期限及び据置期間は、それぞれの範囲内において、借入者の経営規模、内容等を勘案して定めるものとする。

3 災害等により貸付条件を変更する場合にあっては令第2条で定める償還期限及び据置期間を超えることはできないものとする。

4 貸付利率が同率の2以上の種類の資金を同時に貸付ける場合の償還期限及び据置期間は、その資金の種類のうち最も長いものに係る当該期間内とされているが、実際の

運用については、加重平均して算出した数値の端数を切り上げたものをそれぞれの期間とする。

なお、第7号資金のうちの初度的経営資金とその他の種類の資金を同時に借りる場合には、初度的経営資金は、除外し、その他の資金は、加重平均した数値によるものとする。

5 中古漁船の取得については、貸付対象であるが、この場合の償還期限は、原則として次のように算出するものとする。

(1) 法定耐用年数の全部を経過したもの

その法定耐用年数の100分の20に相当する年数

(2) 法定耐用年数の一部を経過したもの

その法定耐用年数から経過年数を控除した年数に、経過年数の100分の20に相当する年数を加算した年数

ただし、FRP漁船については、耐船証明の範囲内で、償還期限12年以内、据置期間2年以内とする。

6 償還方法は、元本均等償還とする。

7 令第2条表中第6号で農林水産大臣の指定する償還期限は、20年とする。

8 令第2条表中第7号で農林水産大臣の指定する償還期限及び据置期間は、次のとおりとする。

(1) 漁家住宅資金、漁村給排水施設資金、水産業労働力確保施設資金

償還期限 15年

据置期間 3年

(2) 初度的経営資金

償還期限 5年

据置期間 2年

(3) (1) 及び (2) 以外の資金

償還期限 12年

(共同利用施設にあつては 15年)

据置期間 2年

(共同利用施設にあつては 3年)

## 第9 借入手続き

1 漁協から借受ける場合（自己資金を貸付ける場合）

(1) 借入申込者は、借入申込書（様式第2号）正副4部に見積書等の必要書類を添付し、漁協に提出する。

また、債務保証を必要とする場合は、秋田県漁業信用基金協会（以下「協会」という。）に対する債務保証委託書を漁協を経由して協会に提出する。

(2) 漁協は、借入申込書等の内容を審査し、借入申込者の住所等を管轄する市町村に連絡（様式第3号）し、必要あるときは農中等の意見を徴し利子補給承認申請書

(様式第4号)及び貸付けに対する意見書(様式第5号)に借入申込書(副)を添付し知事に提出する。

2 漁協から借受ける場合(農中からの転貸資金で貸付する場合)

1に準じて取扱うものとする。

なお、漁協が協会の金融機関に指定されていないときには、債務保証委託書を農中を経由して協会に提出する。

3 農中から借受ける場合

(1)借入申込者は、借入申込書正副3部に見積書等の必要書類を添付し、農中に提出する。

(2)農中は、内容審査のうえ、利子補給承認申請書及び貸付けに対する意見書に借入申込書(副)を添付し知事に提出する。

また、債務保証を必要とする場合は、意見を付した債務保証協議書に債務保証委託書及び借入申込書(副)を添付し協会に提出する。

(3)漁業協同組合が共同利用施設等の建設のために借入の際は、本所を管轄する市町村及び共同利用施設等を建設等する市町村に連絡するものとする。

## 第10 利子補給の承認

1 県は、申請内容の審査について、農中及び協会の意見を徴し、利子補給の諾否の決定を行い、その旨を通知(様式第6~8号)する。

また、転貸及び債務保証に係るものについては、農中及び協会にその写を送付する。

2 この資金の融資を受けようとする者は、原則として利子補給の承認後でなければ、事業に着手することができない。

## 第11 貸付の実行及び報告

1 漁業近代化資金は、当該資金の貸付金額の一部又は全部が実際に必要な時点を貸付日とし、適時適正に使用されるよう留意するものとする。

2 融資機関は、利子補給の承認決定に基づき貸付決定を行い、借入者に通知するとともに借用証書を徴し、貸付の実行をするものとする。

3 融資機関は、適正な融資及び管理を行うため貸付実行日と同日付で、借受者名義の預貯金口座に振替えるものとする。

その場合、自己資金相当分についても、当該口座に積立てるよう指導するものとする。

4 融資機関は、事業の出来高証明、その他事業の進ちょく状況を確認のうえ、払出しするとともに支払請求書、領収書等の写を整理保管しておくものとする。

ただし、漁協購買品の代金支払分については、これを省略することができるものとする。

5 融資機関は、毎月の貸付実行日について、翌月の10日まで貸付実行報告書(様式第9号)を知事に提出するとともに、貸付債権の回収状況について貸付債権回収状況

報告書（様式第10号）を利子補給金請求時に提出するものとする。

6 融資機関は、当該融資事業が完了したときは、現地調査等を行うものとする。

#### 第12 貸付条件の変更

1 融資機関は、利子補給承認後、災害等により借受者から借受条件の変更の申し出があり、変更することが適当と認めるときは、知事に貸付条件変更申請書（様式第11号）を提出し、承認（様式第12号）を得てこれを行うものとする。

2 融資機関は、貸付実行後、全部又は一部金額について、繰上償還があったときは、直ちに知事に報告（様式第13号）するとともに、今後の貸付条件を貸付実行報告書で報告するものとする。

#### 第13 事業計画の変更承認申請及び届出

1 借受者は、承認された事業計画について重大な変更をしようとするときは、第9借入手続及び第12貸付条件の変更に準じて変更申請を行い、知事の承認を得なければならない。

この場合の重大な変更とは、次の場合とする。

(1) 事業費が当初事業計画より、20%以上増減するとき。

(2) 主要な施設等の内容変更

ただし、資金の種類間の変更は認めない。

2 借受者又は融資機関は、次の事由のいずれかに該当する場合には、知事に届出なければならない。

(1) 団体の名称又は住所を変更したとき。（様式第14号）

(2) 代表者等が変更したとき。（様式第15号）

(3) 法人である団体が合併したとき。（様式第14号。ただし、漁協が合併の場合様式第16号）

#### 第14 貸付限度額の特認申請

1 融資機関は、借入申込者の借入額について、当該施設等が漁業者等の協業化の推進等その経営規模からみても妥当なものであって、その資本装備の高度化及び生産性の向上に資する程度が著しく高く、さらに資金の必要額がやむを得ず貸付限度額を上回るものについては、知事に貸付限度額の特認申請（様式第17号）することができるものとする。

2 知事は、特認申請を受けた場合、複数県にまたがる区域を地区とする漁協等で農林水産大臣の承認に係るものについては、農林水産大臣の承認結果を融資機関に通知（様式第18-1号）するものとする。また、知事の承認に係るものについては、内容を審査した結果について、融資機関に通知（様式第18-2号）するものとする。

## 第15 添付書類

### 1 借入申込書

#### (1) 個人施設等

- ア 事業に関する見積書等の写
- イ 釣払いに関する契約書等の写
- ウ 漁船原簿等の写
- エ 保証人の財産調書
- オ 過疎地域内の漁業者であることの証明書（特定の漁家住宅資金の場合）
- カ 漁業後継者で婚姻の相手方が定まっていることの証明書（様式第22号）  
（特定の漁家住宅資金で借受者が婚姻の相手方が定まっている場合）
- キ 戸籍謄本（特定の漁家住宅資金で借受者が婚姻届出済の場合又は漁業後継者の直系尊属を借受者とする場合）

#### (2) 共同利用施設

- ア 事業に関する見積書等の写
- イ 業務報告書
- ウ 最近時点の残高試算表
- エ 借入に関する理事会の議事録
- オ 補助金等の決定通知書の写

### 2 特認申請書

- ア 借入の申込書
- イ 事業計画に関する調
- ウ 償還計画に関する調
- エ 借入申込者の経営概要の調
- オ 事業に関する見積書等の写

## 第16 借受者の義務

- 1 当該資金で建造、造成又は取得した物件は、原則として償還が完了するまでは、これを処分できないものとする。

ただし、真にやむを得ないと認められる理由により処分する場合融資機関と十分協議するものとし、処分することが相当と認められる場合にあっては当該貸付残額を繰上償還させるものとする。

- 2 借受者は、当該借入額の償還に充てるため水揚げの一部全額を貯金等に積立てるなどして約定償還が円滑に行われるよう特に留意するものとする。

## 第17 利子補給金の請求

利子補給金を請求する融資機関は、規程に基づく計算方法により算出した金額について請求書（様式第19号）を作成し、これに利子補給計算書（様式第20号）及び利子補給金明細書（様式第21号）を添付し、毎年1月1日から6月30日までの期間に係るもの

にあつては、7月中、7月1日から12月31日までの期間に係るものにあつては、翌年1月中に知事に提出するものとする。

#### 第18 報告の徴収等

融資機関は、知事が当該融資機関の行った利子補給に係る融資等に関し報告を求めた場合又は職員をして当該融資に関する帳簿書類等を調査させることを必要とした場合は、これに協力しなければならない。

#### 第19 その他

- 1 本資金の借入後、国又は地方公共団体の補助金の交付決定を受けたときは、当該資金の償還期限にかかわらず、当該補助金相当額をその交付後遅滞なく繰上償還するものとする。
- 2 同一融資対象について、近代化資金と農林漁業金融公庫資金との協調融資は行わないものとする。

##### 附 則

- 1 この要領は、昭和54年10月1日から施行する。
- 2 既に行われている承認事務等については、なお従前の例によるものとする。

##### 附 則

- 1 この要領は、56年5月7日から施行する。
- 2 昭和49年12月1日以降昭和52年5月31日以前又は昭和55年4月14日以降昭和56年5月6日以前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金についての第2条の規定の適用については、同条の表の利子補給率の欄中「年2%」とあるのは「年2.5%」と、「年1.8%」とあるのは「年2.3%」と、「年1%」とあるのは「年1.5%」とする。

##### 附 則

- 1 この要領は、59年2月3日から施行する。
- 2 昭和59年2月2日以前の利子補給承認に係る融資分については、従前の例による。

##### 附 則

- 1 この要領は、昭和60年5月21日から施行する。
- 2 昭和60年5月20日以前の利子補給承認に係る融資分については、従前の例による。

##### 附 則

- 1 この要領は、昭和61年3月14日から施行する。
- 2 昭和61年3月13日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

##### 附 則

- 1 この要領は、昭和61年5月1日から施行する。
- 2 昭和61年4月30日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

##### 附 則

- 1 この要領は、昭和62年2月20日から施行する。



2 昭和62年2月19日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。  
附 則

1 この要領は、昭和62年4月15日から施行する。

2 昭和62年4月14日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。  
附 則

1 この要領は、昭和62年7月1日から施行する。

2 昭和62年6月30日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。  
附 則

1 この要領は、昭和63年10月28日から施行する。

2 昭和63年10月27日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。  
附 則

1 この要領は、平成元年2月1日から施行する。

2 平成元年1月31日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。  
附 則

1 この要領は、平成元年6月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成元年10月4日から施行する。

2 平成元年10月3日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。  
附 則

1 この要領は、平成2年4月27日から施行する。

2 平成2年4月26日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。  
附 則

1 この要領は、平成2年9月14日から施行する。

2 平成2年9月13日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。  
附 則

1 この要領は、平成2年12月11日から施行する。

2 平成2年12月10日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。  
附 則

1 この要領は、平成3年11月19日から施行する。

2 平成3年11月18日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。  
附 則

1 この要領は、平成3年12月20日から施行する。

2 平成3年12月19日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

3 秋田県漁業近代化資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱（平成3年12月20日施行。以下「交付要綱」という。）附則第3項の規定に基づく貸付金に係る貸付条件は漁業近代化資金事務取扱要領（昭和54年10月1日施行。以下「取扱要領」という。）の規定にかかわらず次により取扱うものとする。

(1) 一網当たりの貸付限度 融資対象事業費の80%又は80,000円のいずれか低い額。

- (2) 一漁業者等の貸付限度 800,000円
- (3) 貸付利率 無利子
- (4) 償還期間 3年（据置なし）
- (5) 償還方法 元金均等

4 前項に規定する貸付金に係る利子補給額の算定、利子補給金の支払い及び報告の徴収等については、交付要綱の例により取扱うものとする。

ただし、嵩上げに係る利子補給額の算定、利子補給金の支払い及び報告の徴収等については、交付要綱第2条の表5に掲げる利子補給額と欄を区分して記載するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成4年3月13日から施行する。
- 2 平成4年3月12日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成4年12月2日から施行する。
- 2 平成4年12月1日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成5年6月4日から施行する。
- 2 平成5年6月3日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成5年12月27日から施行する。
- 2 平成5年12月26日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、平成5年6月23日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成7年3月31日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成7年8月9日から施行する。
- 2 平成7年8月8日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成7年11月10日から施行する。
- 2 平成7年11月9日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成7年12月8日から施行する。
- 2 平成7年12月7日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成8年4月15日から施行する。
- 2 平成8年4月14日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 8 年 5 月 10 日から施行する。
- 2 平成 8 年 5 月 9 日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 8 年 9 月 20 日から施行する。
- 2 平成 8 年 9 月 19 日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 9 年 2 月 7 日から施行する。
- 2 平成 9 年 2 月 6 日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 9 年 3 月 28 日から施行する。
- 2 平成 9 年 3 月 27 日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 9 年 3 月 31 日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 9 年 4 月 23 日から施行する。
- 2 平成 9 年 4 月 22 日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 9 年 5 月 23 日から施行する。
- 2 平成 9 年 5 月 22 日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 平成 9 年 6 月 30 日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 9 年 7 月 25 日から施行する。
- 2 平成 9 年 7 月 24 日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 9 年 8 月 22 日から施行する。
- 2 平成 9 年 8 月 21 日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 9 年 9 月 24 日から施行する。
- 2 平成 9 年 9 月 23 日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 9 年 10 月 27 日から施行する。
- 2 平成 9 年 10 月 26 日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 9 年 11 月 20 日から施行する。

2 平成9年11月19日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。  
附 則

1 この要領は、平成10年2月6日から施行する。

2 平成10年2月5日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。  
附 則

1 この要領は、平成10年3月9日から施行する。

2 平成10年3月8日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。  
附 則

1 この要領は、平成10年3月17日から施行する。

2 平成10年3月16日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。  
附 則

1 この要領は、平成10年4月8日から施行する。

2 平成10年4月7日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。  
附 則

1 この要領は、平成10年4月14日から施行する。

2 平成10年4月13日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。  
附 則

1 この要領は、平成10年6月16日から施行する。

2 平成10年6月15日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。  
附 則

1 この要領は、平成10年8月31日から施行する。

2 平成10年8月30日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。  
附 則

1 この要領は、平成10年9月18日から施行する。

2 平成10年9月17日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。  
附 則

1 この要領は、平成10年10月22日から施行する。

2 平成10年10月21日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。  
附 則

1 この要領は、平成11年1月6日から施行する。

2 平成11年1月5日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。  
附 則

1 この要領は、平成11年2月12日から施行する。

2 平成11年2月11日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。  
附 則

1 この要領は、平成11年2月22日から施行する。

2 平成11年2月21日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成11年3月31日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成11年4月27日から施行する。
- 2 平成11年4月26日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成11年5月25日から施行する。
- 2 平成11年5月24日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成11年6月16日から施行する。
- 2 平成11年6月15日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成11年8月3日から施行する。
- 2 平成11年8月2日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成11年9月28日から施行する。
- 2 平成11年9月27日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成11年10月20日から施行する。
- 2 平成11年10月19日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成11年11月29日から施行する。
- 2 平成11年11月28日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成12年1月7日から施行する。
- 2 平成12年1月6日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成12年2月2日から施行する。
- 2 平成12年2月1日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成12年2月21日から施行する。
- 2 平成12年2月20日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成12年3月27日から施行する。
- 2 平成12年3月26日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成12年4月1日から施行する。

2 平成12年3月31日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成12年4月21日から施行する。

2 平成12年4月20日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成12年5月25日から施行する。

2 平成12年5月24日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成12年6月19日から施行する。

2 平成12年6月18日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成12年7月6日から施行する。

2 平成12年7月5日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成12年9月25日から施行する。

2 平成12年9月24日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成12年10月26日から施行する。

2 平成12年10月25日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成12年12月18日から施行する。

2 平成12年12月17日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成13年2月1日から施行する。

2 平成13年1月31日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成13年2月26日から施行する。

2 平成13年2月25日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成13年3月19日から施行する。

2 平成13年3月18日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成13年4月1日から施行する。

2 平成13年3月31日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成13年4月2日から施行する。

2 平成13年4月1日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成13年5月18日から施行する。
- 2 平成13年5月17日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成13年6月1日から施行する。
- 2 平成13年5月31日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成13年7月3日から施行する。
- 2 平成13年7月2日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成13年8月14日から施行する。
- 2 平成13年8月13日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成14年2月20日から施行する。
- 2 平成14年2月19日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成13年4月2日から施行する。
- 2 平成13年4月1日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成13年5月18日から施行する。
- 2 平成13年5月17日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成13年6月1日から施行する。
- 2 平成13年5月31日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成13年7月3日から施行する。
- 2 平成13年7月2日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成13年8月14日から施行する。
- 2 平成13年8月13日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成14年2月20日から施行する。
- 2 平成14年2月19日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年3月31日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成14年4月2日から施行する。

2 平成14年4月1日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成14年7月5日から施行する。

2 平成14年7月4日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年3月31日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、平成21年6月25日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成29年3月31日以前の利子補給承認に係る融資分については、なお、従前の例による。